

高齢者虐待に関する指針

宇野医院本院

居宅介護支援事業所

高齢者虐待防止・養護者支援法

(平成 18 年 4 月施行)

正式名称：「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する
支援等に関する法律」

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【 基本方針 】

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守し、高齢者の権利擁護、養護者に対する支援についても施策することを目的とし関係機関との連携・協力体制を整え、未然に虐待に至るケースを防止または、早期発見・早期対応により、高齢者の尊厳が守られるよう、すべての職員が基本方針を尊種し業務に努めます。

【 高齢者虐待の類型 】

≪虐待の内容・具体例≫	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	・平手打ち、つねる、殴る蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事	・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる ・怒鳴る、罵る、悪口を言う ・高齢者が話し掛けているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、性的な言動、性的行為の強要等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の医師・利益に反して使用する等

<p>ネグレクト (介護や世話の放棄・放任)</p>	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている家族が、その提供を放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等
--------------------------------	--	--

その他近年増えている事例	内容	具体例
<p>セルフネグレクト (自己放任)</p>	<p>高齢者自らの意思で、または認知症や鬱状態などの為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物事や自分の周囲に関して極度に無関心になる ・何を聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮するなど、諦めの態度がみられる ・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭がする、虫が湧いている状態 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題皮膚が汚れている等
<p>DV (ドメスティックバイオレンス)</p>	<p>配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力 ・性的暴力・社会的暴力

虐待をとらえる重要事項

- ①客観的事実に基づき判断し、虐待に対する本人の自覚は問わない。
- ②養護者を処罰するのではなく、養護者支援を規定している。
- ③見える行為（加害行為）だけが虐待ではない。
- ④訪問や面談の中から、虐待のサインに気付く。
- ⑤自分の価値観や思い込みで対応せず、関係者とチームで考える。

【 虐待防止検討委員会の設置及び虐待に関する事項について 】

虐待の防止及び早期発見、早期対応に努める観点から組織内に置いて次の通り「虐待防止委員会」を設置する。当法人における医療、介護の各専門職種が共同し必要な措置を講じます。

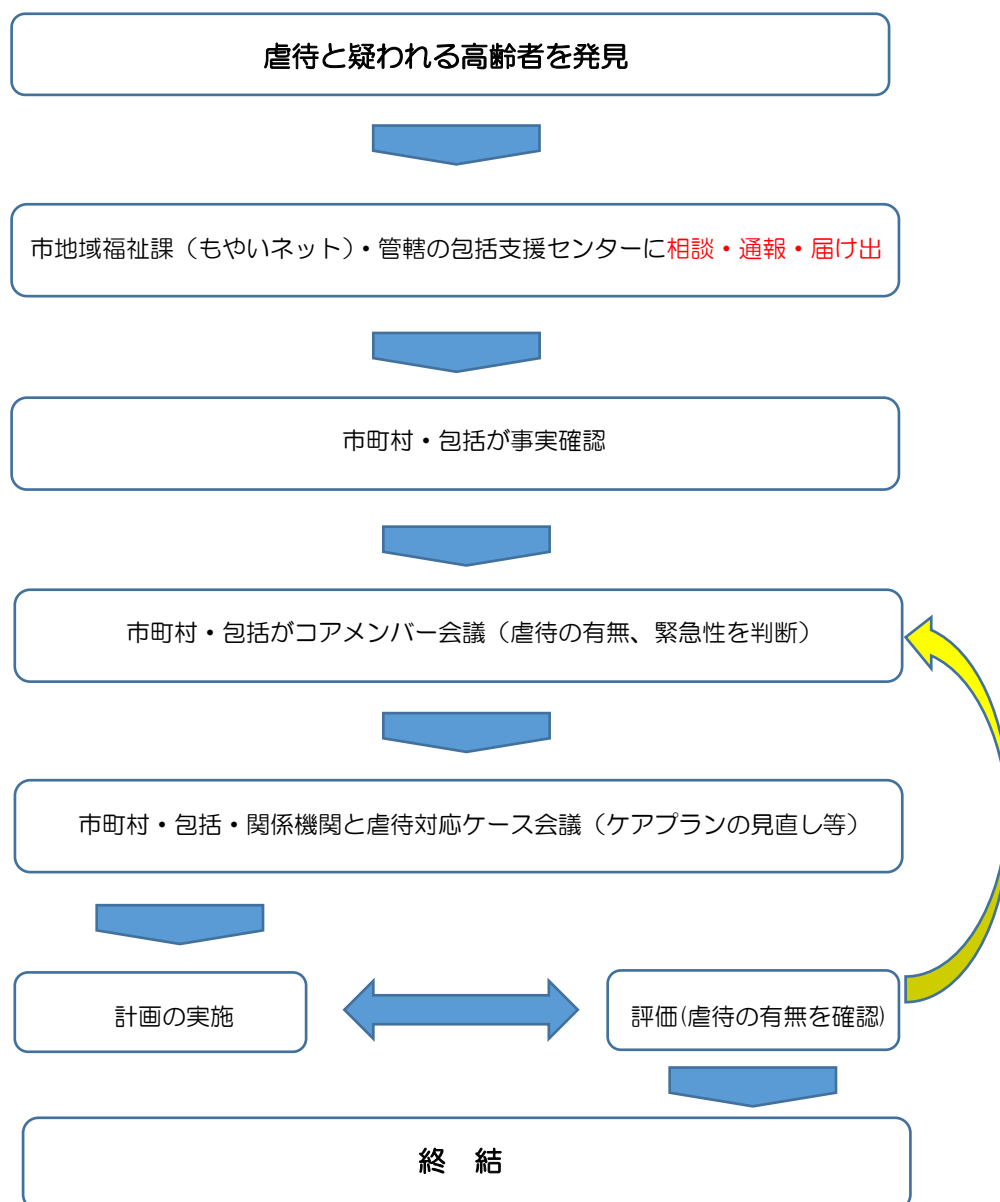
- (1) 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする。
- (2) 委員会の運営責任者は各部門の管理者、責任者とする。
- (3) 委員会の委員は、管理者・責任者・看護師・介護福祉士・リハ専門職・介護支援専門員とし情報を共有する。
- (4) 委員会は年 2 回、虐待防止研修と併せ実施。また運営責任者が必要と認めた時に実施する。
- (5) 委員会の審議（議題）事項は各部門の管理者、責任者が定める。具体的には次の内容について協議する。
 - ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待の防止のための職員研修に関すること
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村または地域包括支援センターへの相談や通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥虐待等が確認された場合、その発生原因等分析から得られた防止策に関すること
 - ⑦虐待の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

【 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 】

- ①職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、虐待の防止、早期発見、早期対応を徹底する。
- ②実施は年 2 回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

【虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針】

高齢者虐待が疑われる、または発生を確認した場合は速やかに下図に沿った対応に努める。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、高齢者の権利と生命の保全を優先する。



【 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に係る事項 】

- ①客観的事実に基づき判断し、虐待に対する本人の自覚は問わない
- ②養護者を処罰するのではなく、養護者支援を規定しており、「高齢者の人権・権利をどう護るか」に主眼を置く
- ③加害行為のみが虐待ではなく見過ごされがちな「放棄・放任」に留意する
- ④訪問や面談時、虐待のサインを発見する
 - ・養護者の存在により態度が異なる
 - ・判断能力があるにも関わらず、話の整合性に欠く
 - ・自宅内が極めて不衛生な状況
 - ・理由をつけ、高齢者との面談を拒否
- ⑤自身の価値観や先入観で対応せず、関係機関と協力しチームで考える
 - ・サービス事業所からの報告
 - ・一人で抱え込まず、虐待防止委員会へ議案を提出し情報を共有する
- ⑥客観的な報告・記録
 - ・時系列を詳細に
 - ・事実を数値化
 - ・言動内容をそのまま記録

【 虐待防止に関する責務等 】

- ①虐待防止に関する統括は各部署担当者、責任者、管理者が行う
- ②虐待防止に関する統括者は、本指針及び委員会ですす方針に従い、虐待の防止を啓発、普及する為、職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情相談窓口の活用など、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する
各部署担当者、責任者、管理者は、虐待の早期発見に努める義務を自覚する

尚、虐待の疑い、虐待を発見した場合は速やかに、これを最寄りの相談窓口に相談通報・届け出等、必要な措置を講じる。

相談・通報・届け出窓口は市町村窓口、各地域包括支援センターとなっている。高齢者が居住する市町村や地域に応じて窓口を確認する。

【 相談・通報・届け出窓口 】

周南市地域福祉課（もやいネット）	☎ （０８３４）２２－８２００
周南東部地域包括支援センター	☎ （０８３４）２９－１１５５
つづみ園地域包括支援センター	☎ （０８３４）２８－７０５５
徳山医師会地域包括支援センター	☎ （０８３４）３２－９０３５
周南西部地域包括支援センター	☎ （０８３４）６２－６３０１
周南北部地域包括支援センター	☎ （０８３４）８７－２０００
下松市長寿社会課地域包括支援係	☎ （０８３３）４５－１８３８
下松市地域包括支援センター	☎ （０８３３）４５－１８３８

【 各地域包括支援センター 】

事業所名	所在地	担当地区
周南東部地域包括	久米 1533-3	久米・櫛ヶ浜・鼓南・熊毛
つづみ園地域包括	瀬戸見町 12-30	周陽・桜木・秋月・岐山・大津島
徳山医師会地域包括	東山町 6-28	遠石・関門・中央・今宿
周南西部地域包括	古川町 1-17	富田・菊川・和田・福川・夜市・戸田 湯野
周南北部地域包括	須々万本郷 2502	須々万・長穂・向道・中須・須金・鹿野

【 職員が留意すべき事項 】

職員等は高齢者の人格を尊重する事を深く認識し、虐待を防止するため、次に掲げる事項に留意する。虐待事案の発生は、高齢者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、その後の事業経営において大きな損害を与えることになることを十分に認識する必要があります。

（１）意識の重要性

- ・常に高齢者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は高齢者にとって支援者であることを自覚し、利用者の立場に立った言動を心がける
- ・虐待に関する受け止め方は個人差や性差などがあることを常に認識する

（２）基本姿勢

- ・高齢者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、自分本位とならない
- ・高齢者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を陳謝し言動を繰り返さない。

- 高齢者自身は心理的苦痛を感じていても、訴えたり、拒否することが困難な場合があることを認識する
- 職員同士が虐待ととられる言動について注意を促せる関係性を構築する
- 虐待（疑い）を受けている高齢者について確認した場合は、高齢者の権利を守る責務が生じ、事実確認や懇切丁寧な相談支援を実施するとともに、各部署担当者、責任者、管理者に速やかに報告する
- 職場内において虐待に係る言動を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持ち、各部署担当者、責任者管理者への速やかな報告は職員の義務であることを認識する

【 本指針の閲覧 】

本指針は利用者、利用者家族の求めに応じいつでも閲覧できるよう各事業所に配置します。

附則

本指針は、2022年 4月 1日より施行する。